千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付要綱

-------------- 沿革メモ(隠し文字)開始行 ---------------

平成14年度以前の改正箇所、理由は不明。

15.07.01　一部改正

　変更交付決定を可能とした。

17.04.01　一部改正

　第10条に「補助金交付決定取消」に関する条文を追加

　これにより、以降、繰り下げ

-------------- 沿革メモ(隠し文字)終了行 ---------------

（趣旨）

第１条　市長は、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業実施要綱（平成５年４月１日施行) 第１４条の規定に基づき、知的障害者生活ホーム（地方公共団体が設置又はその運営の承認をしているものに限る。以下「生活ホーム」という。）の運営に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該生活ホームを運営する者に対し、補助金を交付する。

（種目、対象経費及び補助額）

第２条　補助金の交付の対象となる生活ホームの運営事業（以下「補助事業」という。）の種目、対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第３条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第４条　規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）　事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

（交付決定通知）

第５条　規則第６条の規定による通知は、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（変更交付の申請等）

第６条　第４条第１号の規定により承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金変更交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による補助金の変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　第４条第２号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第１２条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から１か月以内又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の４月２０日までのいずれか早い日までに千葉市知的障害者生活ホーム運営事業実績報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第８条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金額確定通知書（様式第７号）によるものとする。

（交付の請求）

第９条　規則第１６条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

----------- 17.04.01 教示追加に伴う「決定額の取消通知」の定義 開始行 --------

（決定の取消通知）

第１０条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）によるものとする。

----------- 17.04.01 教示追加に伴う「決定額の取消通知」の定義 終了行 --------

（返還命令書）

第１１条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金返還命令書（様式第１１号）によるものとする。

（書類の保管等）

第１２条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当補助事業完了後５年間保存しなければならない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付に関し、必要な事項は、障害福祉サービス課長が別に定める。

附　　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行し、平成５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行し、平成６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行し、平成７年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行し、平成８年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行し、平成９年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１５年７月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行し、平成１７年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第２条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種目 | 対象経費 | 補助額 |
| 運営費 | 生活ホームの運営に要する経費（入居者の負担する飲食物費光熱水費及び共益費等を除く。） | 入居者（市長が入居の承認をしている者に限る。）１人当たり月額７３，０００円 |

　補助額の算定に際し、入居期間が１月に満たない場合は、当該月の入居日数を当該月の日数で除

し、小数点第３位以下を切り捨てた数を月額に乗じて得た額を当該月の補助額とする。

|  |
| --- |
| 様式第１号（第３条） |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付申請書 |
|  |
| 平成　　年　　月　　日 |
|  |
|  |
| （あて先）千葉市長 | 鶴岡啓一 | 様 |
|  |
|  | 生活ホーム設置者 |
|  | ホーム名 |  |
|  | 住所 |  |
|  | 氏名 | ※ |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。　　　法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、　　　記名押印してください。 |
| 平成　　年度において、知的障害者生活ホーム運営事業を下記のとおり実施したいので、千葉市補助金等交付規則第３条により、補助金の交付を申請します。 |
|  |
| 記 |
|  |
| １ | 補助金申請額 |  | 円 |
| ２ | 事業の目的及び内容 |  |
| ３ | 補助金所要額 |  |
|  |  |
|  | 運営費 | 入居承認(予定)人員 | 対象経費の支出予定額　　　② | 補助基準額補助額×①　③ | 補助所要額④ |  |
| 人 | 円 | 円 | 円 |
| （延月数　月）① |  |  |  |
| 補助金額は④は、対象経費支出予定額②若しくは補助基準額③のうち少ない額とする。 |
|  |  |
| ４ | 事業完了予定年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| ５ | 添付資料 |  |
|  | (1) 知的障害者生活ホーム運営事業実施要綱第９条第３項に規定する生活ホーム入居承認通知書の写し(2) 歳入歳出予算書(3) 事業計画書(4) 誓約書（別紙）(5) その他市長が認めた書類 |

|  |
| --- |
| 様式第１号　別紙 |
|  |
|  |
| **誓　　約　　書** |
|  |
| 平成　　年　　月　　日 |
| 　（あて先）千 葉 市 長　　 |
|  |
|  　　　　　　　 　　　　　生活ホーム設置者 |
| ホーム名 |
|  　　 　　　　　　　　住所 |
| 　　 　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。 |
|   |
| 私（申請者が法人の場合にあっては代表者及び役員並びに使用人）は、貴市の補助金の交付申請にあたり、次に掲げる事項について誓約します。 |
| また、次の（１）～（３）の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、補助金の交付決定の取消しなどのいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。 |
|  |
|  |
| １　私は、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。 |
| （１）　千葉市暴力団排除条例（平成２４年条例第３６号）（以下「暴排条例」という。）に第２条第１号に規定する暴力団 |
| （２）　暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等 |
| （３）　暴排条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者 |
| ２　千葉市が必要と認めた場合には、私が１の誓約事項に該当するか否かの確認のため、千葉県警察へ照会が行われることに同意し、当該照会に必要な書類（役職名、氏名、住所、生年月日の一覧表）の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出します。 |

様式第２号（第５条）

千葉市指令　　第　　　号

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  | 様 |

千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付申請のあった知的障害者生活ホーム運営事業補助金について，次のとおり交付決定したので，千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知する。

平成　　年　　月　　日

千葉市長　鶴　岡　啓　一　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  | 円 |
| 交付条件 | １　補助事業の内容，配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。２　事業を中止し，又は廃止する場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には，すみやかに市長に報告し，その指示を受けること。４　千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。 |

|  |
| --- |
| 審査請求等について １　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。様式第３号（第６条第１項） |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金変更交付申請書 |
|  |
| 平成　　年　　月　　日 |
|  |
|  |
| （あて先）千葉市長 | 鶴岡啓一 |  |
|  |
|  | 生活ホーム設置者 |
|  | ホーム名 |  |
|  | 住所 |  |
|  | 氏名 | 　※ |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。 |
| 平成　　年　　月　　日付千葉市指令　　第　　　　号により交付決定のあった千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金について、交付決定を変更されたく､千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付要綱第６条第１号の規定により､次のとおり申請します。 |
|  |
| １ | 変更交付申請の理由 |  |
| ２ | 補助金既交付決定額 |  | 円 |
| ３ | 変更後補助金所要額 |  | 円 |
| ４ | 差引所要額 |  | 円 |
| ５ | 添付資料 | (1) 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付決定通知書(様式第２号）の写し(2) 知的障害者生活ホーム運営事業実施要綱第９条第３項に規定する生活ホーム入居承認通知書の写し(3) 歳入歳出予算書(4) 事業計画書(5) その他市長が認めた書類 |

様式第４号（第６条第２項）

千葉市指令　　第　　　号

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  | 様 |

千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付変更交付申請のあった知的障害者生活ホーム運営事業補助金について，次のとおり交付決定したので，千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知する。

平成　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更前補助金の交付決定額 |  | 円 |
| 変更後補助金の交付決定額 |  | 円 |
| 差引額 |  | 円 |
| 交付条件 | １　補助事業の内容，配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。２　事業を中止し，又は廃止する場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には，すみやかに市長に報告し，その指示を受けること。４　千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。 |

|  |
| --- |
| 審査請求等について １　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。様式第５号（第６条第３項） |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業中止（廃止）承認申請書 |
|  |
| 　　　　年　　月　　日 |
|  |
| （あて先）千葉市長 |
|  |
|  | 生活ホーム設置者 |
| ホーム名 |  |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  | ※ |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。 |
| 　　　　年　　月　　日付千葉市指令　　第　　　号　で交付決定のあった知的障害者生活ホーム運営事業について，次のとおり計画を中止（廃止）したいので，承認の申請をします。 |
|  |
| 記 |
|  |
| １ | 中止（廃止）の理由 |  |
| ２ | 中止（廃止）予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ３ | 添付書類 | １　補助事業の経過及び成果を証する書類等２　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 様式第６号（第７条） |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業実績報告書 |
|  |
| 平成　　年　　月　　日 |
|  |
| （あて先）千葉市長 |
|  |
|  | 生活ホーム設置者 |
| ホーム名 |  |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  | ※ |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。 |
| 平成　　年　　月　　日付千葉市指令　　第　　　号で交付決定のあった平成　　年度知的障害者生活ホーム運営事業について、当該事業が完了したので、下記のとおり事業の実績を報告いたします。 |
|  |
| 記 |
|  |
| １ | 生活ホーム運営事業補助金精算書（別紙１） |  |
| ２ | 生活ホーム運営事業費算出内訳書（別紙２） |  |
| ３ | 事業完了年月日 |  |
|  |  | 平成　　年　　月　　日 |
| ４ | 添付資料 |
|  | (1) 知的障害者生活ホーム運営事業実施要綱第９条第３項に規定する申請者に対する入居承認通知書の写し(2) 歳入歳出決算（見込書）抄本 |

別紙１

生活ホーム運営事業補助金精算書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象経費の支出済額① | 補助基準額② | 補助金所要額③ | 既受入済補助金額　　　④ | 差引過不足額④－③ |
|  |  |  |  |  |  |

補助金所要額③は，対象経費支出済額①若しくは補助金基準額②のうち少ない額とする。

別紙２

生活ホーム運営事業費算出内訳書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入居承認者数 | 入居延月数 | 補助単価 | 補助基準額 |
| 人 | 月 | 円 | 円 |
|  |  |  |  |
|  |
| 様式第７号（第８条） |
| 千葉市達　　第　　　号 |
|  |
|  |  |
|  |
|  | 様 |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金確定通知書 |
|  |
| 　　年　　月　　日付　　　　年度知的障害者生活ホーム運営事業実績報告書により，補助金額を次のとおり確定したので，千葉市補助金交付規則第１３条の規定により，通知します。 |
|  |
| 　　　　年　　月　　日 |
|  |
| 千葉市長　鶴　岡　啓　一　　　　　印 |
|  |
| 補助金の交付決定額 |  | 円 |
| 補助事業の経費清算額 |  | 円 |
| 補助金の確定額 |  | 円 |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

|  |
| --- |
| 様式第８号（第９条第１項） |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付請求書 |
|  |
| 　　　　年　　月　　日 |
|  |
| （あて先）千葉市長 | 鶴岡啓一 | 様 |
|  |
|  | 生活ホーム設置者 |
|  | ホーム名 |  |
|  | 住所 |  |
|  | 氏名 | ※ |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。　　　法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、　　　記名押印してください。 |
| 　　　　年　　月　　日付千葉市達　　第　　　　号　で額の確定のあった知的障害者生活ホーム運営事業について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により、次のとおり請求いたします。 |
| 補助金の確定額 |  | 円 |
| 補助金の既交付額 | 年　　月　　日交付 |  | 円 |
| 年　　月　　日交付 |  | 円 |
| 計 |  | 円 |
| 交付請求額 |  | 円 |
| 添付書類 | 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金額確定通知書（様式第７号）の写し |
|  |

|  |
| --- |
| 様式第９号（第９条第２項） |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金一括（分割）事前交付請求書 |
|  |
| 平成　　年　　月　　日 |
|  |
| （あて先）千葉市長 |
|  |
|  | 生活ホーム設置者 |
|  |  | 住　所 |  |
| 氏　名 |  | ※ |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。 |
| 平成　　年　月　日付千葉市指令　　　第　　号により補助金の交付決定のあった補助金の一部（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により請求します。 |
|  |
| 補助金の交付決定額 |  | 円 |
| 補助金の既交付額 | 年　　月　　日交付 |  | 円 |
| 年　　月　　日交付 |  | 円 |
| 計 |  | 円 |
| 今回の交付請求額 |  | 円 |
| 添付書類 | １　千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付決定通知書（様式第２号）の写し２　その他 |

|  |
| --- |
| 様式第１０号（第１０条） |
|  |
| 千葉市達　　第　　号 |
|  |
|  |  |
|  |
|  | 様 |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付決定取消通知書 |
|  |
| 　　　　年　　月　　日付千葉市指令　　第　　　　号により通知した千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項の規定において準用する第６条の規定により通知します。 |
|  |
| 　　　　年　　月　　日 |
|  |
|  |
|  | 千葉市長　鶴　岡　啓　一 | 印 |
|  |
|  |
| 補助金の交付決定額 |  | 円 |
| 取消額 |  | 円 |
| 取消後の交付決定額 |  | 円 |
| 取消の理由 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

|  |
| --- |
| 様式第１１号（第１１条） |
|  |
| 千葉市達　　　第　　　　号 |
|  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 様 |
|  |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金返還命令書 |
|  |
|  |
| 千葉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。 |
|  |
|  |
| 平成　　　　年　　月　　日 |
|  |
| 千葉市長　 　　印 |
|  |
|  |
| 補助金の交付決定額 |  | 円 |
| 補助事業の既交付額 |  | 円 |
| 補助金の確定額 |  | 円 |
| 返還すべき金額 |  | 円 |
| 返還期限 |  |
| 返還を命ずる理由 |  |
| 返還方法 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。